

「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業の災害復旧メニュー【別紙】

- 近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、ケーブルテレビネットワークの迅速な災害復旧が求められている。令和2年7月豪雨においても、放送関連設備の被災により長時間に渡り停波が発生。
- 被災情報や避難情報等、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報の伝達手段を確保する観点から、本事業の内数として災害復旧枠を設け、被災地の災害復旧事業を支援する。
- 具体的には、災害により被害を受けた放送関連設備について、過去に総務省の所管事業により整備したものに限り、地方公共団体又は第三セクターが行う復旧事業に係る費用の一部を補助する。

事業イメージ

○ 補助対象

災害によりケーブルテレビ施設の被害を受けた市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

※地理的に条件不利な地域(過疎地域、辺地、離島、半島、特定農山村、振興山村)であって、総務省が過去に補助をしたケーブルテレビ施設に限る

○ 対象となる災害

激甚災害又は暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象(「公共土木施設災害復旧事業査定方針」に準じるもの)

○ 事業実施主体

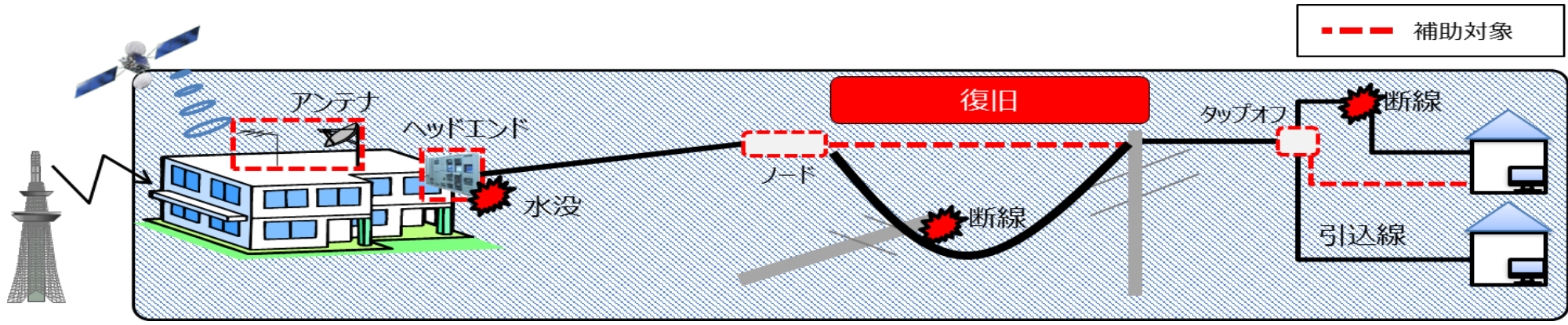
市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

○ 補助率

1/2

○ 補助対象経費

伝送路設備、送受信設備、アンテナ 等

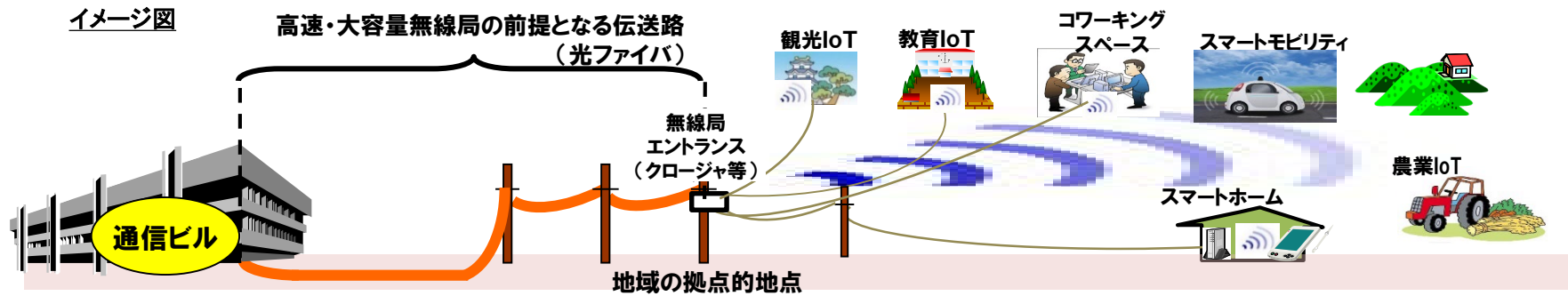


高度無線環境整備推進事業における災害復旧事業 【別紙】

災害復旧事業の補助対象は、激甚災害に加え、暴風、洪水、高潮、地震、その他の自然災害（「公共土木施設災害復旧事業査定方針」に準じるもの）。ただし、過去に総務省の補助事業により整備したものに限る。

災害復旧枠の事業概要

- ア 事業主体：自治体、第3セクター
- イ 対象地域：地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島等）
- ウ 補助対象：伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等
- エ 補助率：1/2（離島：2/3）



【参考】公共土木施設災害復旧事業査定方針

第三 災害復旧事業の採択に際し、降雨、洪水、暴風、高潮、波浪、津波又は地すべりによる災害で次の各号の一に該当しないものは、原則として採択しないものとする。

- (一) 河川にあっては警戒水位（警戒水位の定めがない場合は河川高（低水位から天端までの高さをいう。）の五割程度の水位）以上の出水により発生した災害。ただし、河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合における当該警戒水位未満の出水により発生した災害又は比較的長期間にわたる融雪出水等により発生した災害を含む。
- (二) 河川以外の公共土木施設にあっては最大二十四時間雨量八十ミリメートル以上の降雨により発生した災害。ただし、最大二十四時間雨量八十ミリメートル未満の降雨により発生した災害であっても、時間雨量等が特に大である場合を含む。
- (三) 最大風速十五メートル以上の風により発生した災害
- (四) 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む。）又は津波により発生した災害で被災の程度が比較的軽微と認められないもの 等
- (五) 地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害にあっては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが概成している場合における災害